

神奈川県海岸保全基本計画策定について

1 趣旨

- (1) 東日本大震災を踏まえ、平成 23 年 6 月に国の中央防災会議において「津波対策については減災レベル（L 2）の津波と防護レベル（L 1）の津波の 2 つを想定し対策を講じるべき」という考え方が示されました。

【減災レベル（L 2）の津波】

数百年から千年に一回の頻度で発生し、人命を守るため住民避難を軸に対策を進める最大規模の津波

【防護レベル（L 1）の津波】

百数十年に一回程度の頻度で発生し、人命・財産を守るため施設整備により対策を進める津波

- (2) 減災レベル（L 2）の津波については、23 年 8 月に本市が策定した「津波からの避難に関するガイドライン」を基に、順次避難対策を進めています。
- (3) 防護レベル（L 1）の津波については、25 年 3 月に本市防災計画において、港湾区域、漁港区域等それぞれ津波と高潮からの被害を防ぐ適切な防護手法を検討し、被害を防ぐこととしました。
- (4) 県は、震災後最新の知見を踏まえ、防護レベル（L 1）の津波について、防護施設の必要高さを検討してきましたが、27 年 1 月にその決定をしました。
- (5) 本市では津波や高潮の最新の知見による想定や、震災後の測量結果等から一部護岸で経年変化による沈下等が判明したことにより、**海岸保全施設を整備するため、環境創造局と連携し、県の海岸保全基本計画に横浜市域（港湾区域・漁港区域）を位置付けていきます。**

2 海岸保全基本計画について

(1) 海岸保全基本計画

海岸法に基づき市域全体を対象として、海岸保全施設を整備しようとする区域等を定める県の計画です。

(2) 海岸保全施設

ア 護岸、胸壁、その他、津波や高潮による浸水等を防止するための施設です。

イ 海岸保全施設を整備するには、海岸保全基本計画に位置付ける必要があります。

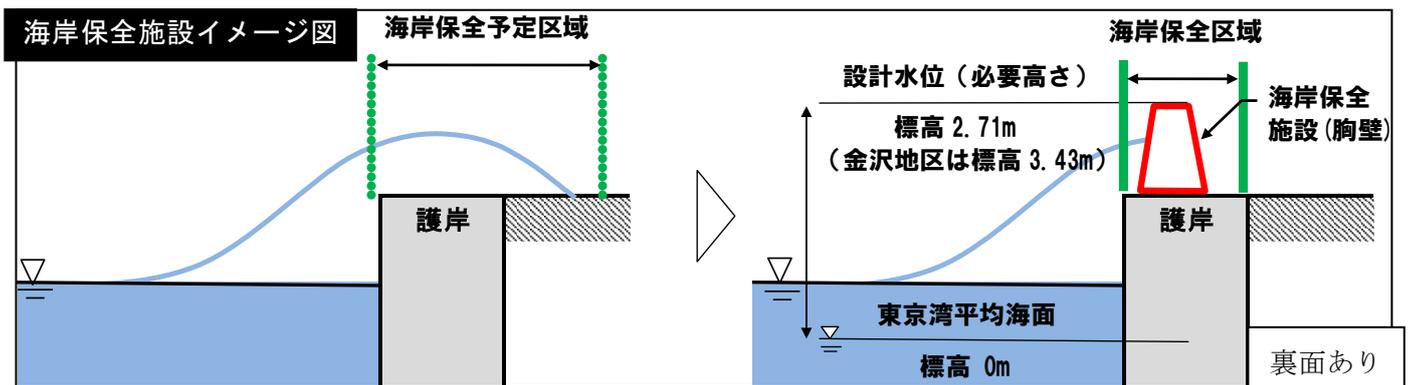
ウ 海岸保全施設の必要高さは、防護レベル（L 1）の津波に対して必要となる高さが高潮に対して必要となる高さを比較して、高い方の値を設定します。

(3) 海岸保全区域及び海岸保全予定区域

ア 海岸保全区域は、海岸保全施設を整備する必要がある区域です。

イ 海岸保全区域内において、土地の堀削、海岸保全施設以外の施設の新設または改築、盛土・切土等を行う場合は、海岸（港湾・漁港）管理者の許可が必要となります。

ウ 海岸保全予定区域は、海岸保全施設の整備を検討する区域です。



3 本市域案について

県の海岸保全基本計画に位置付ける本市域案は以下のとおりです。

項目	東京湾横浜地域における記載内容
(1) 設計水位（必要高さ）	標高 2.71m（金沢地区は標高 3.43m）
(2) 海岸保全区域の指定や施設の整備	最新の知見による想定や、護岸の経年変化による沈下等を踏まえ、海岸保全区域を指定し、海岸保全施設を整備していく。
(3) 海岸保全施設整備に関する基本的な事項	水際線の利用、海辺の賑わい、景観等に十分に配慮しながら、海岸保全施設の整備を進める。
(4) 添付図面	市域の海岸全体を海岸保全予定区域として図示

4 今後の進め方（予定）

27年12月	県へ本市域案を提出
28年1月	沿岸6区（鶴見区、神奈川区、西区、中区、磯子区、金沢区）の各区連合町内会自治会連絡会へ説明
3月頃	県によるパブリックコメント等の手続きを経て、海岸保全基本計画を変更

※ 28年度以降は、一定のエリアごとに、①測量、海岸保全施設の設計、②地権者・利用者調整、③県の海岸保全区域の告示等の手続き、④海岸保全施設の工事 等を順次進めてまいります。

